

平成22年度
鹿児島大学法科大学院

A日程

法学既修者認定試験

試験問題（刑法・刑事訴訟法）

平成21年10月4日（日曜日）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて5ページある。
3. 試験用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号 に受験番号、試験科目 に試験科目（刑法または刑事訴訟法）を記入すること。
5. 試験用紙の No. に、試験科目ごとのページ番号（1～2）を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

刑法（配点100点）

問題1 次の各問いに答えなさい。（20点）

1. 厳格責任説の内容を簡単に説明しなさい。（10点）
2. 独立燃焼説の内容及び問題点を簡単に説明しなさい。（10点）

問題2 以下の事例におけるX及びYの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。（80点）

Xは路上でAのズボンの後ろポケットに入っている財布を奪取する目的から、これに手をかけたところ、Aに気付かれた。Xは逃げようとしたが、Aが「おい待て。」といてXの手首をつかんだ。Xはこれをふりほどこうとしたが、体格に優るAは手首を強く握り、これを離さず、「警察署まで行こうじゃないか。」といて、手を引っ張り、Xを近くの交番まで連れて行こうとした。

そこにYが偶然同所を通りかかった。Yは、Xの仲間であり、度々一緒にスリを行っていたことから、同人がスリに失敗して、捕まりそうになっていると察知した。YがX等の方に近づいていったところ、Xは、Yの姿を見るや、「こいつをぶん殴ってくれ。このままでは警察に連れて行かれてしまう。」と頼んできたので、YはAの顔面を力一杯殴打した。Aが鼻血を出しながらうめいている間に、XとYは逃走した。なおYの殴打行為により、Aは鼻骨骨折の傷害を負った。

刑事訴訟法（配点100点）

以下の事例を読んで設問に答えなさい。

【事例】

K県警察の刑事部組織犯罪対策課では、K市内における暴力団による覚せい剤の密売について捜査を進めていたところ、匿名の者からの密告により、「暴力団の幹部であるXは、交際相手のマンションに覚せい剤を大量に隠し持っており、時々それを持ち出して売りさばいている」との情報を得た。そこで、警察がXおよびその周辺について調べたところ、XがK市内にあるマンション「Kハイツ」503号室を自らの名義で賃借していること、Kハイツ503号室には、Xと交際している女性Yが居住していること、Xは、週に2日程度、Kハイツ503号室に泊まりに来ることなどが明らかになった。

平成21年9月20日午後3時30分ころ、警察官AおよびBがKハイツの玄関前の路上で張り込みをしていたところ、駅の方からXが徒歩で現れてKハイツの中に入っていった。Aがこれを尾行したところ、Xは503号室に入っていった。その約30分後、Xが周囲の様子を気にしながら、小さな紙袋を抱えてKハイツの玄関から出てきた。AおよびBは、Xが覚せい剤を503号室から持ち出した可能性があるとして、Xを呼び止めて職務質問を開始した。

Xは、立ち止まって質問には応じたが、AおよびBが紙袋の中身を見せてほしいと依頼したところ、これを頑なに拒否した。約15分ほど現場で押し問答が続いたため、Kハイツの住人や通行人が立ち止まってその様子を見るようになった。そこでAは、「野次馬がいるから、場所を替えて、Yさんのところで落ち着いて話そう」と提案し、Xがこれに同意したため、Kハイツに入って503号室へ向かった。Xが、自分の持っていた鍵で503号室のドアを開け、A、BおよびXが玄関の中に入った。

503号室の中にはYがいた。唖然としているYに対して、Aが「ここでXさんに話を聞きますけどいいですね？」と問うと、Yは「はい」と答えた。A、BおよびXは、靴を脱いでリビングルームへと移動し、ソファに座ったXをAとBが囲んで立つ形で、職務質問を再会した。Aが再び、紙袋の中身を見せるように求めたが、Xは応じようとせず、Yのほうに向かって紙袋を放り投げた。床に落ちた紙袋をYが拾ったが、駆け寄ったBが瞬時にそれを横から奪い取って、紙袋の中をのぞき込んだ。紙袋の中には、覚せい剤のような粉末2袋が入っていた。Xの同意を得て予試験を行った結果、それが覚せい剤であることが

判明した。

Aは、Xに向かって「これだけじゃないだろう。他にも隠しているものがあるはずだ。出しなさい。」と言った。しかしXは沈黙したままであった。そこでCは、Yに対して「この家に覚せい剤が隠されているという情報があるんだ。家の中を探させてもらうけどいいね?」と問いかけた。Yは泣きながら無言で頷いた。これを受けて、Bが503号室のすべての部屋を捜索したところ、Yのベッドルームのクローゼットの中から、覚せい剤のような粉末5袋が発見された。XおよびYの同意を得て予試験を行うと、これらもまた覚せい剤であることがわかった。同日午後5時20分、Aは、XおよびYの両名を覚せい剤取締法違反(営利目的・共同所持)の現行犯として逮捕し、Xが持っていた紙袋から発見された覚せい剤1袋およびYの寝室のクローゼットから発見された覚せい剤5袋を差し押さえた。

警察は、Xが他の場所においても覚せい剤を所持している可能性があると考えた。そこで、平成21年9月22日、上記のとおりKハイツ503号室でXが覚せい剤が所持していた事実を示す資料を提出して、捜索すべき場所を「Xの自宅」、差し押さえるべき物を「覚せい剤」とする捜索差押許可状の発付を受けた。同日、Xの自宅の捜索が行われた結果、Xの自宅の納戸から覚せい剤1袋が発見され、差し押さえられた。

【設問】

本件において差押えられた各覚せい剤およびその鑑定書の証拠能力について論じなさい。